

2026 年 8 月 13 日

No. IAIL_001

スピーディーな紛争解決手段としての迅速仲裁

執筆者：弁護士 高橋俊昭／弁護士 柴田啓介／弁護士 瀬川慶

仲裁手続は、特に国際的に事業展開する企業において、取引先との紛争解決手段として広く利用されています。これは、裁判手続と比較して、国際的な執行可能性が高い点や、手続の秘密性が高い点などが評価されているためと考えられます。

そして、日本商事仲裁協会（以下「JCAA」）をはじめとする、日本企業になじみの深い主要な仲裁機関の仲裁規則では、紛争金額が一定額以下の事件などの場合、当事者間に別途の合意がない限り、デフォルトのルールとして、通常の仲裁手続ではなく迅速仲裁手続が適用されます。つまり、契約書において、特定の仲裁機関の仲裁規則に基づく仲裁により紛争を解決する旨の合意、いわゆる仲裁合意をした場合、将来の紛争が所定の要件を満たせば、自動的に迅速仲裁手続の適用を受けることになります。そのため、迅速仲裁手続がどのような手続であるかを理解しておくべき重要性は非常に大きいといえます。

なお、迅速仲裁手続は、短期間で紛争を解決できるというメリットがある一方、事件の内容によっては十分な主張・立証を行うための時間を確保しづらいという側面があります。そのため、契約書等の紛争解決条項で仲裁による解決を選択する場合には、将来想定される紛争の内容を踏まえ、迅速仲裁手続の適用を前提とするか否かをあらかじめ検討することが重要です。

他方で、スピーディーかつ短期間での紛争解決にビジネス上のメリットを見い出せるのであれば、迅速仲裁手続の活用は有力な選択肢となります。裁判所での民事訴訟手続に関して近時創設された、短期間での審理・判決の実現を目的とする「法定審理期間訴訟手続」については、その実効性が疑問視されている面があるため、紛争の国際性の有無を問わず、短期間での紛争解決手段としての迅速仲裁手続がより一層注目されます。

本ニュースレターでは、JCAAの「商事仲裁規則（2021）」（以下「JCAA仲裁規則」）に基づく迅速仲裁手続、及び民事訴訟手続について導入された「法定審理期間訴訟手続」について概観した上で、迅速仲裁手続に関する実務上の対応ポイントについて解説します。

1. 仲裁手続と裁判手続の違い

迅速仲裁手続について概説する前提として、まず仲裁手続について簡単に説明すると、仲裁手続は、当事者が仲裁による解決を行う旨の合意（いわゆる仲裁合意）を行った場合に利用される、裁判所外で行われる紛争解決手続です。

仲裁手続が特に国際取引の場面で広く利用される理由の一つは、仲裁判断の国際的な執行可能性が高い点にあります。裁判手続で得た判決を外国で執行するためには、その国の法制度に従って判決の承認等を受ける必要があるため、仮に勝訴判決を得たとしても、相手方の所在国によっては執行ができない場合があります。他方、仲裁手続では、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）」を多数の国が締結していることから、仲裁判断については、相手方の所在国において承認・執行を求めることができる場合があります。

また、仲裁手続は、原則として非公開であり（例としてJCAA仲裁規則第42条第1項）、仲裁人、当事者その他の仲裁手続の関係者には、仲裁事件に関する事実や仲裁手続を通じて知り得た事実について守秘義務が課されています（同条第2項）。そのため、口頭弁論期日等が公開され（憲法第82条第1項）、訴訟記録の閲覧等が可能（民事訴訟法第91条第1項、同法第91条の2第1項）な訴訟手続と比較して、紛争に関する情報の秘密性を維持しやすいことも仲裁手続の特徴の一つです。

これらの特徴は、通常仲裁だけでなく、本ニュースレターで取り上げる迅速仲裁手続にも共通しています。

2. 迅速仲裁手続の特徴

JCAA仲裁規則の下では、迅速仲裁手続は、原則として以下のいずれかに該当する場合に実施されます（JCAA仲裁規則第84条第1項）。

① 紛争金額¹が3億円以下の場合

② 当事者間で迅速仲裁手続によるべき旨の書面による合意があり、これをJCAAに通知した場合

このように、紛争金額が一定額以下の事件については、当事者が特段の対応をしない限り、原則として迅速仲裁手続が適用される点が大きな特徴です。

そして、迅速仲裁手続の最大の特徴は、手続の迅速化を図るため、通常仲裁と比較して審理期間が大幅に短縮されている点にあります。具体的には、迅速仲裁手続においては、仲裁判断は仲裁廷成立から6か月以内（紛争金額5,000万円以下の場合は3か月以内）という短期間のうちにするよう努めることとされており（JCAA仲裁規則第88条第1項、第2項）、やむを得ない事情がない限り、その期間は延長されません（JCAA仲裁規則第89条）。弊所が代理人を務めた迅速仲裁事件においても、6か月の審理期間はかなり厳格に運用されている印象であり、延長は当事者が合意した場合など、例外的な場合に限定されているものと考えられます²。

これに対し、通常仲裁においては、仲裁判断は仲裁廷成立から9か月以内にするよう努めることとされているものの（JCAA仲裁規則第43条第1項）、実際には仲裁廷成立から仲裁判断まで平均10.5か月を要しており、紛争金額が10億円を超える大型事件の場合、平均18.1か月を要していると統計がJCAAによって公表されています³。かかる実態に照らせば、迅速仲裁手続を選択することにより、紛争解決までに要する期間を実効性をもって短縮できる可能性があると言えます。

このような迅速仲裁手続においては、手続の迅速化を図るため、通常仲裁とは異なる以下のような制度設計となっています。

	通常仲裁	迅速仲裁
仲裁人の数	1人又は3人（JCAA仲裁規則第26条第1項）	原則1人（JCAA仲裁規則第86条第1項）。ただし、仲裁人の数を3人とする旨の当事者の合意がある場合は3人（同条第2項）

¹ 紛争金額には、申立ての請求金額、反対請求申立ての請求金額及び相殺の抗弁に供する自働債権の金額の合計額を含みます。なお、利息及び費用の請求金額は算入されません。

² JCAAによれば、迅速仲裁手続が適用された事件のうち、約7割の事件で、指定された期限内に仲裁判断が下されています。

一般社団法人日本商事仲裁協会「数字で見るJCAA」（<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/statistics.html>）

³ ただし、これは迅速仲裁、通常仲裁の双方を含む平均期間です。

一般社団法人日本商事仲裁協会「数字で見るJCAA」（<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/statistics.html>）

審問（当事者による口頭での意見陳述、証人に対する尋問など）の可否	仲裁廷が審問を行うか書面審理のみとするかを決定。ただし、一方当事者から審問開催の申立てがあれば、審問を開催（JCAA仲裁規則第50条第1項）。	当事者の意見を聴いた上で、審問を行う必要があると仲裁廷が認める場合又は当事者の合意がある場合を除き、書面審理のみ（JCAA仲裁規則第87条第1項）。
手続参加及び複数の仲裁手続の併合の可否	一定の要件が具備されていれば可（JCAA仲裁規則第56条、第57条）	不可（JCAA仲裁規則第90条）

3. 迅速仲裁手続の流れ

迅速仲裁は、上記のとおり、審理期間を短縮することで早期に紛争解決を図る制度です。そのため、限られた時間の中で効率的に主張立証を行う必要があり、仲裁手続開始直後から計画的な対応が必要になります。

(1) 申立て・答弁・反対請求

迅速仲裁は、申立人がJCAAに対して仲裁申立書を提出することにより開始されます（JCAA仲裁規則第14条）。これに対し、被申立人は、原則として、仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に、JCAAに対して答弁書を提出しなければならず（JCAA仲裁規則第18条）、反対請求を行う場合も、原則として同じく4週間以内に行わなければなりません（JCAA仲裁規則第19条）。特に、反対請求も想定している場合には、答弁書と反対請求を同時並行的に進める必要があるため、より迅速性が求められるといえます。

なお、被申立人においては、必要と認められる場合には、JCAAに対して、答弁書及び反対請求の提出期限の延長を求めることが可能です（JCAA仲裁規則第12条第5項）。例外規定である点には留意すべきですが、実際に、申立内容について技術的事項が多岐にわたる場合や証拠が大量に提出されている場合など、「必要と認められる場合」として、期限の延長が認められることがあります。

(2) 仲裁人の選任・審理予定表の作成

迅速仲裁においては、仲裁人は原則として1名です（JCAA仲裁規則第86条第1項）。そのため、仲裁人の専門性や経験などが審理に与える影響は大きいことから、仲裁人の選任に当たっては、専門分野や経歴などを踏まえて、審理が不利に進むおそれがないよう適切に意見を述べることが重要です。

仲裁廷成立後は、仲裁廷が当事者と協議のうえ、審理予定表を作成します（JCAA仲裁規則第88条第3項）。迅速仲裁では、通常仲裁よりも書面の提出期限がかなり短く設定される傾向にあるため、現実的に対応可能なスケジュールとなっているかどうかを慎重に検討することが重要です。

(3) 書面審理・仲裁判断

迅速仲裁では、原則として書面審理のみが行われ、審問（ヒアリング）は仲裁廷が必要と認めた場合、又は全当事者の合意がある場合に限り実施されます（JCAA仲裁規則第87条第1項）。

そして、仲裁廷は、審理を経たうえで、自らの成立から原則として半年以内に仲裁判断を行います（JCAA仲裁規則第88条第1項、第2項）。仲裁判断は終局的な判断として当事者を拘束し（JCAA仲裁規則第64条）、上訴も想定されていませので、かかる観点からも、限られた時間の中で主張立証を尽くす姿勢が重要になります。

4. 民事訴訟との審理期間・コストの比較

紛争解決手段を選択する際、実務上特に重要となる指標は「審理期間」と「コスト」です。以下では、民事訴訟と対比させながら、迅速仲裁の特徴について解説します。

(1) 審理期間の比較

裁判所が公表する資料によれば、地方裁判所における民事第一審訴訟事件の平均審理期間は約9.2か月とされています。さらに、建築瑕疵損害賠償事件では平均26.9か月、医療損害賠償事件では24.9か月と、専門的争点を含む事件ではより審理期間が長期化する傾向にあります⁴。

これに対し、迅速仲裁は、上記のとおり、事件の類型にかかわらず、仲裁廷成立から6か月以内（5,000万円以下は3か月以内）に仲裁判断を行うよう努める制度設計となっています。そのため、審理期間は民事訴訟と比較して有意に短縮されることが見込まれます。

(2) コストの比較

民事訴訟においては、期日の積み重ねによる弁護士費用の増加や、社内での対応負担の増加など、審理期間の長期化に比例してコストが積み重なる傾向があります。これに対し、迅速仲裁では審理期間が限定されているため、審理期間に比例するコストは抑えやすい傾向にあります。

⁴ 最高裁判所事務総局「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」48 頁
(https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2023/10_houkoku_3_minji.pdf)

ただし、仲裁においては、仲裁人に支払われる報償金・経費や仲裁機関に支払われる管理料金など、仲裁制度特有の費用が発生します（JCAA仲裁規則第80条第1項）。このうち、仲裁人報償金については、JCAA仲裁規則上、タイムチャージ制（時間単価5万円（消費税別））が採用されており（JCAA仲裁規則第93条第1項、第2項。ただし紛争金額に応じた上限あり）、事案が複雑であるなど審理に時間を要する事情がある通常仲裁事件においては特に、コストが相対的に高くなる可能性があります。

なお、上記費用の負担については、仲裁廷が手続の経過や仲裁判断の内容、その他一切の事情を考慮して各当事者の負担割合を定めることになり（JCAA仲裁規則第80条第2項）、敗訴者負担とされる可能性がある点には注意が必要です（勝訴者には有利になり得る仕組みです。）。

5. 法定審理期間訴訟手続との比較

裁判所の民事訴訟手続に関しては、2026年5月21日に施行された改正民事訴訟法により、短期間での審理・判決の実現を目的とする「法定審理期間訴訟手続」が創設されました。この手続は、通常の民事訴訟の提起と同時に、又は通常訴訟係属後に、当事者双方が当該手続による審理及び裁判を求める旨を申し出た場合等に、審理終結までの期間及び判決言渡しまでの期間があらかじめ法定される点に特徴があります。具体的には、手続開始から6か月以内に口頭弁論を終結し、その後1か月以内に判決が言い渡されることとされています（民事訴訟法第381条の3第1項、第2項）。

もっとも、法定審理期間訴訟手続では、当事者の一方から通常訴訟手続への移行の申出があった場合等には、裁判所は通常の訴訟手続によって審理及び裁判をする旨の決定をしなければなりません（民事訴訟法第381条の4第1項第1号）。また、終局判決に対しては原則として控訴は認められないものの（同法第381条の6）、判決をした裁判所に異議を申し立てることができ（同法第381条の7）、適法な異議があった場合には、訴訟は口頭弁論終結前の段階に戻り、通常の訴訟手続による審理及び裁判が行われることとなります（同法第381条の8）。このように、法定審理期間訴訟手続では、一定の場合には通常訴訟手続へ移行することが予定されており、法定された期間内に必ずしも手続が終結するとは限らない点に留意が必要です。

これに対し、JCAA仲裁規則に基づく迅速仲裁では、上記のとおり、仲裁廷成立後、原則として6か月以内を目途に仲裁判断を行うこととされ、やむを得ない事情がない限り、その期間は延長されません（JCAA仲裁規則第88条、第89条）。また、実務上も、迅速仲裁手続における審理期間はかなり厳格に運用されている印象を受けます。

このように、法定審理期間訴訟手続と迅速仲裁手続はいずれも早期の紛争解決を目的とする制度ですが、手続の設計や運用には相違があります。そして、迅速仲裁手続は、制度上だけでなく実務上も審理期間が比較的厳格に運用されており、早期の紛争解決を重視する当事者にとって有力な紛争解決手段の一つといえます。

6. 迅速仲裁に向いている紛争類型／向いていない類型

このように、迅速仲裁は紛争の早期解決という点では優位性を有し得る一方で、迅速仲裁による解決がなじむか否かについては、紛争類型によって左右される部分があるといえます。迅速仲裁では、仲裁廷成立から仲裁判断までの期間が限られているため、主張立証活動を十分に実施できるかが重要な懸念点となります。そのため、紛争の複雑さなどの紛争類型の特徴が、迅速仲裁の適否に大きく影響すると考えられます。

最終的な判断は個別事情を踏まえて行うべきですが、一般的には、迅速仲裁に向いている紛争類型とそうでない紛争類型については、以下のように整理することができます。

(1) 迅速仲裁に向いている紛争類型

類型	向いている理由
争点が限定的な紛争	審理範囲を絞り込みやすく、主張立証範囲が過度に広がりにくいいため
客観的資料により立証が完結しやすい紛争	専門家証人等に依存せず、提出された証拠資料を中心に仲裁判断がしやすいため

これらの紛争類型に共通するのは、争点や主張立証構造を容易に整理でき、追加的な証拠収集や専門的検討に大きく依存しない点です。迅速仲裁は、このように整理が容易な紛争において、その迅速性を最大限に発揮できる制度といえます。

(2) 迅速仲裁に向いていない紛争類型

類型	向いていない理由
事実関係が複雑な紛争	事実確認に相当な検討を要し、判断枠組みを早期に確定することが難しいため
争点が多岐にわたる紛争	審理範囲の限定が困難で、主張立証範囲が広がりやすい傾向にあるため

証拠資料が多岐にわたる紛争	証拠資料の収集、分析に相応の時間を要するため
専門家による立証が中核となる紛争	専門家証人の関与や鑑定が不可欠となり、審理に相応の時間を要するため

これらの紛争類型では、審理に相応の時間が必要となることが予想されるため、迅速仲裁の時間的制約により、主張立証などが不十分になるリスクがあります。なお、事前に将来発生する紛争の類型を予測することが容易ではない場合も多いと考えられますが、紛争化した場合の事件の複雑さが特に見込まれるといった事情がないような場合には、紛争の早期解決によるメリットを勘案しつつ、迅速仲裁による解決について、有力な選択肢として検討する余地が出てくるものと思われます。

7. まとめ

以上のように、迅速仲裁手続は、争点や事実関係の複雑化が特に見込まれるといった事情がない紛争事件に関して、その早期解決を実現する有用な手段となり得ます。契約締結段階で、又は紛争解決手続が不可避となった段階で、紛争の早期解決が重要視されるケースにおいては、迅速仲裁手続の内容及びその適否を見定めつつ、迅速仲裁手続を含めてどのような紛争解決手段が望ましいか検討することが重要になると考えられます。

執筆者

弁護士 高橋俊昭（パートナー、第二東京弁護士会）

Email: toshiaki.takahashi@aplaw.jp

弁護士 柴田啓介（A&S福岡法律事務所* パートナー、福岡県弁護士会）

Email: keisuke.shibata@aplaw.jp

弁護士 瀬川慶（A&S福岡法律事務所* アソシエイト、福岡県弁護士会）

Email: kei.segawa@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、執筆者又は下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 国際仲裁・国際訴訟プラクティスチーム

Email: lpg_intlarbitration@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方はニュースレター配信申込フォームよりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーはこちらよりご覧いただけます。

* A&S福岡法律事務所弁護士法人（主たる法律事務所の名称：A&S福岡法律事務所）は、渥美坂井法律事務所弁護士法人と提携関係にありますが別法人であり、渥美坂井法律事務所弁護士法人の従たる事務所ではありません。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス | Osaka Affiliate Office

〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス | Fukuoka Affiliate Office

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2丁目 12-1 天神ビル 10階



ニューヨーク提携オフィス | New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス | Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス | Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス | Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

